

1. 地域種別等による建築物等の制限の詳細は、建築基準法及び都市計画法を参照されたい。
2. 地区計画区域内については、地区整備計画及び地区の細区分等が指定されております。
3. 他町の都市計画道路は参考ですので、変更されている場合があります。

凡 例	
—— —	都市計画区域
—— —	市街化区域
—— —	第一種住居用地
—— —	第二種住居用地
—— —	第一種工業用地
—— —	第二種工業用地
—— —	市街化調整区域
—— —	近隣商業地域
—— —	商業地域
—— —	工業地域
—— —	防火地域
—— —	準防火地域
—— —	都市計画道路
—— —	都市計画公園
—— —	土地用途準要区域
—— —	土地用途保留区域
—— —	地区計画区域
—— —	研究開発地区区域
—— —	特別工業地区区域
—— —	特定大規模小規模創設地区区域
—— —	都市の名称
—— —	距離%
—— —	用地地価%
—— —	高度年%
—— —	建 $\frac{1}{4}$ %

特別用途地区変更箇所

1 : 15,000

許可無く複製を禁ず。

木 津 川 市

木津中央特定土地区画整理事業区域内の地形図は計画中のものであり、実際とは異なる場合があります。
(平成23年3月 株式会社パスコ調製)